

認定コミュニティ活動状況資料

鶴嶺西地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	3～6
委員名簿	8

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	8～12
当該年度の活動計画書及び収支予算書	13～15

特定事業の概要

特定事業実施報告書及び収支決算書

(つるにしサマースペース)

設立趣意書抜粋 (地区の特性等)

鶴嶺西地区は茅ヶ崎市の西部に位置し、約6,300世帯、16,000人が暮らしている。区域は、東は小出川から西は相模川まで、南は国道一号（今宿の一部は国道南側含む）から北は寒川町との境まで、萩園、平太夫新田、今宿がその区域となっている。昔から農業を生業とする人々が居住する地域をはじめ、人口増加に伴って新たに集合住宅や戸建て住宅の開発が進み、比較的若年層が多い地域ができるなど、多様な家族構成の世帯が生活している。

鶴嶺西地区ではこれまでも自治会に加え、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区体育振興会、青少年育成推進協議会などの団体が地区自治会連合会に参加し、情報共有をすると共に互いに協力して活動してきた。この状況を基盤にし、さらに多くの地域で活動する団体同士が連携を図り、身近な問題に対して話し合う事ができる住民相互の連携を図る必要があると考えている。

また、地域と市とが密接に連携・協力し、新たな地域コミュニティのもとに地域の力、情報や資源を結集しながら、課題を見出し、その課題を解決していくためにこの取り組みを実施する。

認定基準確認表（鶴嶺西地区まちぢから協議会）

認定基準（条例第2条第2項）		適合状況
(1)	①規約に、「主として活動する区域」を規定しているか。	規約第2条に規定している。
	②規約に規定した「主として活動する区域」が「市長が定める認定区域」と合致しているか。	「主として活動する区域」と「市長が定める認定区域」が合致している。
(2)	①規約に、構成員として「認定区域で活動する自治会」を規定しているか。	規約第5条に規定している。 (全10自治会中、10自治会が構成員となっている)
	②構成員の一覧を記載した書類により、「認定区域で活動する自治会が構成員となっていること」が明確になっているか。	名簿に記載している。
	③認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制が、規約や活動計画書等により明確になっているか。 ※認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、別紙「連携・補完体制確認表」も併せて提出してください。	該当なし
(3)	①規約に、構成員として「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号で定める団体」を規定しているか。	規約第5条(2)～(10)に規定している。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「規則第3条第1項各号で定める団体が構成員となっていること」が明確になっているか。	名簿に記載している。
(4)	①規約に、構成員として「公募により選出されるもの」を規定しているか。	規約第5条(12)に規定している。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「公募により選出されるものが構成員となっていること」が明確になっているか。 ※不在の場合は、「現在募集中であること」、「今後募集予定であること」等を記載してください。	名簿に記載している。

(5)	①規約に、「事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できること」を規定しているか。	規約第21条から第25条に部会について規定があり、活動については別に定められている。
	②活動計画書等により、「認定区域に住所を有する全ての個人が参加できる事業」が明確になっているか。	活動計画書に記載している。
(6)	①規約に、「運営が民主的に行われる仕組み」を規定しているか。	規約第9条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法を規定している。
	②活動計画書等により、「地域住民や事業者等に対し、活動を周知する体制や、意見や要望を聴取する体制が構築されていること」が明確になっているか。	活動計画書に記載している。
(7)	①規約に、「目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項」を規定しているか。	規約第1条に名称及び主たる事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第3条に目的、第6～8条に代表者に関する事項、第9条に会議に関する事項を規定している。
(8)	①規約等から、「営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないこと」が読み取れるか。	別紙「事業計画書」、「活動実績報告」のとおり、規約第3条に規定した目的に関する事業のみを行っている。
	②毎年度の活動計画書及び収支予算書から、上記の項目に合致しないことが明確であるか。	活動計画書及び収支予算書で明確になっている。

鶴嶺西地区まちぢから協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、鶴嶺西地区まちぢから協議会（以下、「本会」という。）と称し、その所在地を鶴嶺西コミュニティセンター（所在地：茅ヶ崎市萩園2360番地1）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する鶴嶺西地区とする。

(目的)

第3条 次に掲げる地域的な活動を、地域住民相互の協力により進めることで、住みよい地域環境を作ることが目的である。

- (1) 住民の意見・要望等の取りまとめ及び地域課題についての検討
- (2) 住民相互の連絡及び各種の情報提供や諸事業の広報活動
- (3) 防犯・防災等の住民及び地域社会の安全を図るための活動
- (4) 福祉・保健衛生等の生活環境の向上・発展を図るための活動
- (5) レクリエーション等の住民相互の親睦を図るための活動
- (6) 地域住民の自主的活動の推進を図るための活動
- (7) その他地域力向上のための活動

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表
- (2) 鶴嶺西地区社会福祉協議会の代表
- (3) 鶴嶺西地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 今宿小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (5) 浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (6) 鶴嶺地区体育振興会の代表
- (7) 第26条第1項に規定する鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- (8) 今小手をつなぐ会の代表
- (9) 萩園中学校学級代表者委員会の代表
- (10) 地域包括支援センターみどりの代表
- (11) 第21条第2項に規定する部会長
- (12) 公募による者（2名以内）
- (13) 本会が推薦する者（2名以内）

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 書記 1名
- (6) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から互選により選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任を妨げない。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、役員として職務を行わなければならない。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(3) 事務局長は、協議会の事務等を行うと共に各団体との調整を行う。

(4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。

(5) 書記は、会議の記録を行う。

(6) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

2 総会及び運営委員会は、各会議を構成する者の過半数の出席により成立する。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出をもって出席とみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

4 会議には、各会議を構成する者以外の者にも出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第6号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 役員を選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第16条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第17条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員等の入会又は退会の承認に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 部会の設置及び廃止に関すること。
- (4) 各部長の選任及び解任の承認に関すること。
- (5) 各部会が協議した事項に関すること。
- (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。
- (9) 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営の総合調整に関すること。
- (10) その他委員等から提案された事項に関すること。

(役員会)

第18条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、運営委員会に付議すべき事項。
- (2) 総会、運営委員会、部会、鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会の会務の調整に関する事項。

(部会)

第21条 部会は、委員及び部会員をもって構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、部会の中から互選により選任する。
- 4 部会員は、鶴嶺西地区に在住、在勤又は在学する者とする。
- 5 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第22条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第23条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第24条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第25条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

- 2 部会名及び必要な事項は、別に定める。
(鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営)

第26条 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営は、本会の中に設ける鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

- 2 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営について必要な事項は、別に定める。
(事務局)

第27条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は事務局長と事務局員で構成する。
- 3 事務局は、次の事項を行う。
 - (1) 会議の開催通知に関すること、
 - (2) 会議の資料の作成に関すること。
 - (3) 会議の議事録の作成に関すること。
 - (4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。
 - (5) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第28条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第29条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(必要事項)

第30条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成28年10月8日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は平成30年3月末日とする。

- 3 前項の役員が選任されるまでの間は、鶴嶺西地区まちぢから協議会設立準備会の役員を務めた者が、第8条に位置付ける役員の任務を担うこととする。
- 4 運営委員に「地域包括センターみどりの代表」を追加、「鶴嶺西地区防災連絡会の代表」を削除する（H29.05.20）
- 5 この規約は、鶴嶺西地区まちぢから協議会内に鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会が組織編入することに伴い、令和2年9月19日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

2025年度 鶴嶺西地区まちぢから協議会 【運営委員名簿】

No	規約該当委員	所属団体名	お名前	役職
1	鶴嶺西地区単位自治会の代表	萩園自治会	森 繁	副会長
2	鶴嶺西地区単位自治会の代表	平太夫新田自治会	日比 弘幸	会計
3	鶴嶺西地区単位自治会の代表	今宿自治会	貴島 義夫	会長
4	鶴嶺西地区単位自治会の代表	今宿グリーンハイム自治会	内藤 信哉	
5	鶴嶺西地区単位自治会の代表	コスモ茅ヶ崎プレシオ自治会	田上 等	
6	鶴嶺西地区単位自治会の代表	第一ハイツ茅ヶ崎自治会	野本 勝郎	
7	鶴嶺西地区単位自治会の代表	ファミリー茅ヶ崎自治会	菅原 大介	
8	鶴嶺西地区単位自治会の代表	萩園サンハイム自治会	久慈 崇	書記
9	鶴嶺西地区単位自治会の代表	ライオンズマンション茅ヶ崎第三自治会	宮崎 俊一	
10	鶴嶺西地区単位自治会の代表	リステージ茅ヶ崎ツインマークス自治会	七澤 成夫	
11	地区社会福祉協議会の代表	鶴嶺西地区社会福祉協議会	堀内 秀行	副会長
12	地区民生委員児童委員協議会の代表	鶴嶺西地区民生委員児童委員協議会	濱田 盛厚	
13	今宿小学校区青少年育成推進協議会の代表	今宿小学校区青少年育成推進協議会	山本 和男	
14	浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表	浜之郷小学校区青少年育成推進協議会	高橋 孝子	
15	鶴嶺地区体育振興会の代表	鶴嶺地区体育振興会(事務局長)	嶋津 秀明	
16	鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会の代表	鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会	早川 正	副会長・事務局長
17	今小手をつなぐ会の代表	今小手をつなぐ会	中島 由佳子	
18	萩園中学校学級代表者委員会の代表	萩園中学校学級代表委員会		
19	地域包括支援センターみどりの代表	地域包括支援センターみどり	高田 麓	
20	会則第5条11項による部会長①	地区まちぢから 防災部会長	久慈 崇	
	会則第5条11項による部会長②	地区まちぢから 自治会部会長	貴島 義夫	
21	会則第5条11項による部会長③	地区まちぢから 広報部会長	高橋 祐二	
	会則第5条11項による部会長④	地区まちぢから 子供部会長	山本 和男	
22	公募委員	公募委員① (2025.04.01～2027.03.31)	吉田 恵子	監事
23	協議会推薦	協議会推薦	小島 勝己	監事
		萩園自治会 オブザーバー	中橋 康二	

※) 委員の任期は、2025年度末です。ただし、公募委員は2025.4～2027.3までとなります。

前年度の活動報告書及び収支決算書

鶴嶺西地区まちぢから協議会 令和7年度の活動実績報告

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1. 会議等の実施

(1) 各種定例会議 (総会、役員会、運営委員会 (兼自治会部会))

日付	会議の名称	主な内容等
令和7年4月12日(土)	4月役員会	総会に向けた事前の議題検討
4月19日(土)	4月運営員会	1.全般 2.部会活動 3.事業 (つるにしサマースペース等) 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
5月10日(土)	5月役員会	総会に向けた事前の確認
5月17日(土)	定期総会	《鶴嶺西地区まちぢから協議会》 議案第1号 令和6年度活動実績報告 議案第2号 令和6年度収支決算・会計監査報告 議案第3号 令和7年度事業計画 議案第4号 令和7年度収支予算 《鶴嶺西地区コミュニティセンター》 議案第5号 令和6年度活動実績報告 議案第6号 令和6年度収支決算・会計監査報告 議案第7号 令和7年度事業計画 議案第8号 令和7年度収支予算 《報告事項》 議案第9号 鶴嶺西地区まちぢから協議会令和7年度運営員会等役員体制
6月14日(土)	6月役員会	運営員会に向けた事前の議題検討
6月21日(土)	6月運営委員会	冒頭茅ヶ崎警察署交番より詐欺講話 1.全般 2.部会活動 (美化キャンペーン等) 3.事業 (つるにしサマースペース等) 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 (避難所打ち合わせ) 6.まちぢから協議会連絡会

7月12日(土)	7月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
7月19日(土)	7月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業（つるにしサマースペース等） 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
中止	8月役員会	
中止	8月運営委員会	
9月13日(土)	9月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
9月20日(土)	9月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業 アルバック祭り参加説明・防災訓練 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
10月11日(土)	10月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
10月18日(土)	10月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業 アルバックフェスティバル参加 防災訓練説明 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
11月8日(土)	11月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
11月15日(土)	11月運営委員会	中止（アルバックフェスティバル参加）
12月13日(土)	12月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
12月20日(土)	12月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業 市民集会・マルエツの移動販売 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
令和8年1月10日(土)	1月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
1月17日(土)	1月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業（市民集会等） 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他

		6.まちぢから協議会連絡会
2月14日(土)	2月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
2月21日(土)	2月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業 この後の市民集会 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
3月14日(土)	3月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
3月21日(土)	3月運営委員会	自治会総会に向けて活動の為中止

(2) 防災部会の活動

日付	会議の名称	主な内容等
	防災部会	
6月21日(土)	第1回防災部会	・新メンバー紹介 防災部会の連絡網 ・昨年の防災訓練内容確認、検討
7月19日(土)	第2回防災部会	・避難行動要支援の取り組み ・復興ワークショップ参加説明
9月20日(土)	第3回防災部会	・11月2日の防災訓練の役割分担 ・受付け・タイムキーパーの確認
11月15日(土)	第4回防災部会	・防災訓練反省について ・来年度に向けての検討
12月20日(土)	第5回防災部会	・鶴嶺西地区のマニュアルの作成 ・避難行動要支援について ・災害時における避難所の把握について
令和8年2月21日(土)	第6回防災部会	・市民集会で中止

(3) 子ども部会の活動

今宿小推進協、浜之郷推進協を中心に協議・事業等を実施しました。

2. 事業の実施

日付	区分	事業名	内容・実施体制・参加者数
令和7年10月12日	共催	鶴嶺地区体育祭	半日開催
令和7年11月2日	主催	地区防災訓練	214名参加開催
令和8年1月17日	主催	新春のつどい (賀詞交歓会)	1月運営委員会後に開催
令和8年2月21日	主催	地区市民集会	

3. その他の活動

(1) 広報活動

- 「鶴嶺西地区まちぢから協議会」のホームページの運用を行い、自治会をはじめ地域団体、関係機関のトピックスなどを随時掲載し、まちぢから協議会のPRや地域の活動について情報発信しました。(URL:<https://c-machi.sakura.ne.jp/wp/turunishi/>)
- 地区内に転居した方が自治会の活動を知るため、また、より多くの地域住民が地域の活動に興味を持ってもらえるよう、鶴嶺西地区の自治会紹介ページを掲載しました。
- 広報部会長が茅ヶ崎市まちぢから協議会ホームページ管理運営チーム作業部会に参加し、ホームページの運用について他地区との意見交換を行いました。
- 令和8年4月1日から施行される道路交通法一部改正のポイントについてのチラシを作成し、会員に配布することで注意喚起を行いました。

(2) 鶴嶺西地区まちぢから協議会防災無線について

- ・アンテナ交換後の無線応答者の増加は見られました。
- ・バッテリー不具合等の対応は今後とも行います。

/ 以上

鶴嶺西地区まちぢから協議会 令和7年度の収支決算

収入の部

単位円

項 目		予算額	決算額	摘 要
前年度繰越金	1	1,481,301	1,481,301	
運営補助金	2	250,000	250,000	認定コミュニティ助成金
防災訓練補助金	3	60,000	28,000	
サマースペース補助金	4	300,000	380,000	
自治会分担金	5	750,000	709,720	
雑収入	6	10,000	6,294	預金利息・電波使用料等
預り金	7	40,000	40,000	まちぢから協議会連絡会活動実費
合 計	8	2,891,301	2,895,315	

支出の部

単位円

項 目		予算額	決算額	摘 要	
運 営 費	サマースペース補助金	9	0	100	助成金の返還分
	運営補助金	10	500,000	463,850	地区社協、今小・郷小推進協、防犯協会
	関連団体経費	11	20,000	0	
	備品整備費	12	150,000	143,320	
	電波使用料	13	30,000	15,370	
	会議費	14	100,000	102,032	運営委員会懇談会等
	研修費	15	30,000	0	
	印刷製本費	16	30,000	32,735	コピー代等
	消耗品費	17	10,000	0	
	通信交通費	18	20,000	592	
	事務用品費	19	30,000	30,521	
	預り金	20	40,000	40,000	まちぢから協議会連絡会活動実費
	予備費	21	300,000	0	
小 計	22	1,260,000	828,520		
事 業 費	地区防災訓練	23	250,000	37,463	
	サマースペース	24	350,000	193,748	
	地区市民集会費	25	10,000	0	
	広報活動費	26	50,000	0	
	新春の集い	27	250,000	0	
小 計	28	910,000	231,211		
合 計 (22+28)	29	2,170,000	1,059,731		

次期繰越額	29	721,301	1,835,584
--------------	-----------	----------------	------------------

鶴嶺西地区まちぢから協議会 令和8年度の事業計画

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

1. 会議等の計画

(1) 総会および役員会・運営委員会

- 定期総会は、5月に西コミセン会議室にて開催し、旧・新年度の事業及び会計状況・役員体制の審査を行う。
- 役員会は、毎月の第2土曜日の9:30から、西コミセン会議室にて開催し、運営委員会への提案等の検討・確認作業を行う。
- 運営委員会は、毎月の第3土曜日の11:00から、自治会部会を兼ねて、西コミセン会議室で開催し、役員会からの提案審査、行政からの依頼・連絡事項の紹介・検討を行う。

(2) 部会活動

① 防災部会

- 防災部会は、複数年度任期の部会員による運営とし、6月から原則月1回の会議を予定する。
- 防災部会の活動は、地域の防災対策の検討と、地区防災訓練や防災無線機の運用を含む資機材の整備について検討し、運営委員会に提案頂く。
- 現状の自治会代表だけにとらわれず、広く防災活動に理解ある部員を募集し、幅広い活動をめざす。

② 子ども部会

- 子ども部会は、今小・郷小推進協を柱に、当面青少年・児童の関係団体・個人の緩やかな情報交換活動を目指す。
- 夏休み期間、つるにしサマースペースを開催して共働き家庭の子どもの居場所作りを行う。

③ 広報部会

- 鶴嶺西地区まちぢから協議会のホームページについて、地域の活動を積極的に発信するため、構成委員からの投稿やトピックスを増やせるよう働きかけを行う。また、全自治会の紹介ページを掲載できるよう努めるとともに、関係団体の活動や鶴嶺西コミュニティセンターのイベント案内など、情報の充実を図っていく。
- 検討事項として、テーマ毎の写真投稿など、個人の資格で投稿できるHP環境の検討と、さらなる情報発信として広報誌発行も検討していく。

2. 事業の実施予定

日程	事業	区分	補足
7・8月	つるにしサマースペース	主催	
10月	地区体育祭	共催	鶴嶺地区体育振興会と共催
11月	地区防災訓練	主催	
1月3週目	新春のつどい	主催	
2月上旬	市民集会	主催	

- 各事業は、地区まちぢから協議会が主催・共催となるので、自治会員以外の参加も可能となるよう配慮して企画する。
- つるにしサマースペースは今季3回目となる。タイムスケジュール・イベントをボランティアで考え活動する。
- 市民集会はこれまでの取組みを振り返り、実施方法について検討し実施する。
- 地区体育祭は、鶴嶺東西両地区のイベントなので、体育振興会と東西の地区まちぢから協議会で協力して進めていく。振興会東西分離の課題もあるが、まずは自治会の参加を働きかける。
- 地区防災訓練は、防災部会で検討の上で主催する。集合訓練では、避難所運営を主体として、炊き出し訓練など実施する。
- 「新春のつどい」は、昨年度ベースでの開催を基本とし開催する。

3. 地区防災用無線機の扱いについて

- 鶴嶺西地区まちぢから協議会に無線局登録を行っており、災害時の貴重な連絡ツールとして、引き続き適切な運用を図っていく。

※本事業計画については、感染症や社会の動向によって変更となる可能性があります。

/ 以上

鶴嶺西地区まちぢから協議会 令和8年度の収支予算

収入の部

単位円

項 目		予算額	前年度決算額	摘 要
前年度繰越金	1	1,835,584	1,481,301	
運営補助金	2	250,000	250,000	認定コミュニティ助成金
防災訓練補助金	3	30,000	28,000	
サマースペース補助金	4	200,000	380,000	
自治会分担金	5	710,000	709,720	
雑収入	6	10,000	6,294	預金利息・電波使用料等
預り金	7	40,000	40,000	まちぢから協議会連絡会活動実費
合 計	8	3,075,584	2,895,315	

支出の部

単位円

項 目		予算額	前年度決算額	摘 要	
運 営 費	サマースペース補助金	9	0	100	助成金の返還分
	運営補助金	10	500,000	463,850	地区社協、今小・郷小推進協、防犯協会
	関連団体経費	11	20,000	0	
	備品整備費	12	150,000	143,320	
	電波使用料	13	30,000	15,370	
	会議費	14	100,000	102,032	運営委員会懇談会等
	研修費	15	30,000	0	
	印刷製本費	16	30,000	32,735	コピー代等
	消耗品費	17	10,000	0	
	通信交通費	18	20,000	592	
	事務用品費	19	30,000	30,521	
	預り金	20	40,000	40,000	まちぢから協議会連絡会活動実費
	予備費	21	300,000	0	
小 計	22	1,260,000	828,520		
事 業 費	地区防災訓練	23	50,000	37,463	
	サマースペース	24	200,000	193,748	
	地区市民集会費	25	10,000	0	
	広報活動費	26	50,000	0	
	新春の集い	27	250,000	0	
小 計	28	560,000	231,211		
合 計 (22+28)	29	1,820,000	1,059,731		

次期繰越額	29	1,255,584	1,835,584
--------------	-----------	------------------	------------------

特定事業の概要（鶴嶺西地区・つるにしサマースペース）

学校が長期間の休みとなる夏休み期間中に子どもだけで日中を過ごさなければならない家庭の子供たちに安心して過ごせるスペースを確保するため、鶴嶺西地区として居場所づくりを行うもの

（１）事業の概要

鶴嶺西コミュニティセンターを主会場とし、夏休み期間の日中を子どもだけで過ごさなければならない子どもたちの居場所及び様々な体験の場を提供するもの。

参加した子ども達にとって、学年を超えた交流や地域の大人とのつながりを持つことができるよう様々なプログラムを提供する。

（２）事業のねらい

- ・夏休み期間の日中を子どもだけで過ごさなければならない子どもたちの居場所及び様々な体験の場を提供
- ・学年を超えた交流や地域の大人とのつながりをつくる

（３）令和７年度実績

鶴嶺西地区まちぢから協議会の子ども部会を中心に地区社協、民児協、ボランティア等による検討会議を実施し、学校への周知や事業内容等について議論を行い、令和７年７月２３日から８月２９日のうち、土・日・月曜日、祝祭日及びお盆の期間を除く１８日間実施し、児童の参加者数は延べ人数５９８人で、１回あたりの平均人数は３３．２人であった。

参加した子どもたちからは「楽しかった」「みんなと仲良くなった」「来年も来たい」「スタッフの人が優しかった」などの声や、保護者からは「子どもが安全に過ごせる場所があって安心した」「料理が楽しかったようです」「イベントが楽しくて、今日はこれをやったよと毎日楽しそうに話してくれました」など、多くの感謝の声を聴くことができた。

今年度もこのような声を聴くことができるよう、様々なプログラムを検討し実施していきたい。

令和7年度 事業実施報告書
(つるにしサマースペース)

事業の実施内容	事業内容	学校が長期間の休みとなる夏休み期間中に子どもだけで日中を過ごさなければならぬ家庭の子供たちに安心して過ごせるスペースを確保するため、鶴嶺西地区として居場所づくりを行うものです。		
	事業の期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
	参加者数	894名 (児童598名 スタッフ296名)	実施日	令和7年7月23日～8月29日のうち、土・日・月曜日、祝祭日及びお盆の期間を除く18日間
事業の目的や効果は達成できましたか		特別な事情により、夏休み期間の日中を子どもだけで過ごさなければならぬ子どもたちの居場所及び様々な体験の場を提供することができました。 また、参加した子ども達は、学年を超えた交流や地域とのつながりを持つことができました。		
事業を計画的に実施することができましたか		鶴嶺西地区まちぢから協議会の子ども部会を中心に地区社協、民児協、推進協、ボランティアによる検討会議を実施しました。 検討会議では、学校への周知、参加者募集方法、事業内容等について議論を行い、事業を実施することができました。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		昨年度購入した物品や、地区内にある企業からの飲料水の差し入れを活用する等、余分な経費、不必要な経費を発生させないよう経費管理を行いました。		
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか		参加した子どもや保護者、スタッフからは随時の意見聴取をしました。事業終了後には、保護者へのアンケートを実施しました。		
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか		運営スタッフの確保について一部の部会員に作業負荷が偏ってしまいましたが、事前事後の打ち合わせで密なコミュニケーションをとりながらメンバー全体がやりがいを感じながら事業に取り組むことができました。		
課題と今後の展望について		社会情勢の変化を受けて、子どもを地域で育てる取組が求められています。鶴嶺西地区では、放課後や土曜日に居場所に関する取組が行われていましたが、夏休み期間の日中についての取組は行われていませんでした。 今回実施した結果、参加した子ども達からは「楽しかった」「来年も来たい」などの声や保護者からは「子どもが安全に過ごせる場所があって安心した」「感謝しています」などの声を聴くことができました。次年度も実施予定ですが、見守るスタッフの確保及び日程調整が難しかった日があったことから、スタッフの確保が課題と考えています。学生ボランティアや他の団体からの応援を得ながら、運営を行いたいと思います。		

収支決算書

収入

科 目	予算額	決算額	内 訳
助成金	380,000	380,000	認定コミュニティ特定事業助成金
計	380,000	380,000	

支出

科 目	予算額	決算額	内 訳
謝金	25,000	20,000	イベント講師謝礼
通信運搬費	3,300	0	
物品費	194,005	97,292	事務用品、レクリエーション用品
飲食費	105,000	40,056	調理イベント用食材、おやつ
保険料	28,000	36,400	ボランティア保険
予備費	24,695	0	
市への返還金		186,252	
計	380,000	380,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

2025 年度つるにしサマースペースカレンダー

7 July 2025

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21 祝	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8 August 2025

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11 祝	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						



フローボール
真空実験アルバック
みどり介護のお話
みんなで工作
調理盛り付け食事
見学ツアー
神社でスイカ割り

